

議案第27号

墨田区女性と男性の共同参画基本条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年9月12日

提出者 墨田区長 山 本 亨

墨田区女性と男性の共同参画基本条例の一部を改正する条例

墨田区女性と男性の共同参画基本条例（平成17年墨田区条例第52号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

墨田区女性と男性及び多様な性の共同参画基本条例

目次中「第8条」を「第9条」に、「性別による差別の禁止等（第9条）」を「性別等に起因する差別等の禁止（第10条）」に、「第10条—第13条」を「第11条—第14条」に、「第14条」を「第15条」に改める。

前文のうち第1項中「尊厳と両性の本質的」を「尊重と法の下のに」、「すべて」を「全て」に、「でもある」を「である」に改め、第2項を削り、第3項中「このような地域性」を「地域の特性」に改め、同項を第2項とし、第4項中「、現代社会には」を削り、「し、その解消が急務となっている」を「するなど、多くの課題が残されており、その解決が求められている。さらに、互いの違いを理解し認め合うことの重要性が高まる中、性の多様性を尊重し、性的指向や性自認等を理由とする差別や偏見の解消が求められている」に改め、同項を第3項とし、第5項を第4項とし、第6項中「性別」を「今ある女性と男性の格差解消を目指すとともに、多様な性を尊重し、性別等」に、「女性と男性」を「誰も」に改め、「を形成し、もって個人の尊厳と法の下にの平等」を削り、同項を第5項とする。

第1条中「及び地域団体」を「、地域団体及び教育関係者等」に改め、「積極的改善措置を含む。」を削る。

第2条第1号中「女性及び男性が、」を「性別等にかかわらず、」に、「もって女

性及び男性」を「もって全ての人」に改め、同条中第5号を削り、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 性別等 生物学的な性別、性的指向（どの性別を恋愛感情又は性的な関心若しくは興味の主な対象とするかしないかを表すものをいう。以下同じ。）及び性自認（自己の性別についての認識をいう。以下同じ。）をいう。

第2条に次の5号を加える。

- (6) 教育関係者等 区内において保育、幼児教育、学校教育、生涯学習その他のあらゆる学習の場に携わる個人及び法人その他の団体をいう。
- (7) 性別表現 外面に表れる性別についての自己表現をいう。
- (8) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動（性的指向又は性自認に関する言動を含む。）が、本人の意図に関係なく、相手又は周囲の者の尊厳を傷つけ、不利益又は脅威を与えることをいう。
- (9) ハラスメント 前号に掲げるもののほか、他者に対する言動が、本人の意図に関係なく、相手又は周囲の者の尊厳を傷つけ、不利益又は脅威を与えることをいう。
- (10) ドメスティック・バイオレンス 配偶者、交際相手等の親密な関係にある者又はあった者に対し、身体的又は精神的な苦痛を与える暴力的行為をいう。

第3条第1号中「すべて」を「全て」に、「性別による」を「性別等に起因する」に改め、同条第5号中「学校教育」を「保育、幼児教育、学校教育」に改め、同号を同条第8号とし、同条第4号中「性別」を「性別等」に、「すべて」を「全て」に改め、同号を同条第7号とし、同条第3号中「性別」を「性別等」に、「すべて」を「全て」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号中「すべて」を「全て」に、「性別」を「性別等」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 全ての人々の性的指向又は性自認が尊重され、誰からも干渉又は侵害を受けないこと。

第3条第4号の次に次の2号を加える。

- (5) 結婚、妊娠、出産、育児その他の経験の有無を問わず、個人の自己決定が尊重

され、全ての人の生き方を尊重し合うこと。

(6) 家庭において、全ての人が対等な構成員として、その人権を尊重し、かつ、協力し合うこと。

第4条第1項中「策定し」の次に「、合理的配慮の範囲内において」を加える。

第5条第1項、第6条第1項及び第7条第1項中「形成を」の次に「、合理的配慮の範囲内において」を加える。

第16条を削り、第15条第1項中「苦情調整委員会」を「区長」に改め、同項第1号中「性別による」を「性別等に起因する」に改め、同条第2項第4号を削り、同条を第16条とする。

第14条中「及び地域団体」を「、地域団体及び教育関係者等」に改め、「ため、」の次に「区長の附属機関として」を加え、同条を第15条とする。

第13条中「地域団体等」を「地域団体、教育関係者等その他の個人又は団体」に改め、第3章中同条を第14条とする。

第12条第2号中「性別」を「性別等」に改め、同条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、同条第5号中「ドメスティック・バイオレンス及びセクシュアル・ハラスメント等」を「セクシュアル・ハラスメント等及びドメスティック・バイオレンス」に改め、同号を同条第6号とし、同条第4号中「学校教育」を「保育、幼児教育、学校教育」に改め、同号を同条第5号とし、同条第3号中「女性と男性」を「性別等にかかわらず、全ての人」に改め、同号を同条第4号とし、同条第2号の次に次の1号を加え、同条を第13条とする。

(3) 性別等にかかわらず、全ての人が、人生を共にしたい人と家族として暮らすことを尊重する施策

第11条を第12条とする。

第10条第3項中「地域団体等」を「地域団体、教育関係者等その他の個人又は団体」に改め、同条を第11条とする。

第9条の見出しを「（性別等に起因する差別等の禁止）」に改め、同条第1項中「性別による」を「性別等に起因する」に改め、「取扱い」の次に「及びその他の人権侵害」を加え、同条第2項から第4項までを次のように改め、第2章中同条を第1

0条とする。

2 何人も、あらゆる場において、セクシュアル・ハラスメント若しくは婚姻、妊娠、出産、育児、介護等に起因するハラスメント（第13条第6号において「セクシュアル・ハラスメント等」という。）又はドメスティック・バイオレンスその他の暴力行為をしてはならない。

3 何人も、他人の性的指向、性自認等の公表に関して、いかなる場合も、強制し、若しくは禁止し、又は本人の意に反して公にしてはならない。

4 何人も、正当な理由がない限り、他人の性別表現を妨げてはならない。

「第2章 性別による差別の禁止等」を「第2章 性別等に起因する差別等の禁止」に改める。

第8条（見出しを含む。）中「及び地域団体」を「、地域団体及び教育関係者等」に改め、第1章中同条を第9条とする。

第7条の次に次の1条を加える。

（教育関係者等の責務）

第8条 教育関係者等は、基本理念に基づき、男女共同参画社会についての理解を深め、その教育活動に関し、男女共同参画社会の形成を、合理的配慮の範囲内において積極的に推進するよう努めなければならない。

2 教育関係者等は、区が実施する男女共同参画施策に協力するよう努めなければならない。

第17条を次のように改める。

（所掌事務等）

第17条 区長は、前条第1項に掲げる事項に関する区民等からの申出について、必要があると認めるときは、苦情調整委員会に、当該申出について諮問をすることができる。

2 前項の規定により区長から諮問を受けた苦情調整委員会は、申出に関する調査を行い、調査の結果に関する答申を決定し、区長に送付するものとする。この場合において、苦情調整委員会は、必要があると認めるときは答申において助言、指導、是正の要請等必要な措置を講ずるよう区長に意見を述べることができる。

3 前項の規定による答申の決定は、苦情調整委員会の委員（以下「苦情調整委員」という。）の合議によるものとする。

4 区長は第2項に規定する答申を受けたときは、当該答申を尊重して、必要な措置を講ずるよう努めるとともに、調査結果及び講じた措置の内容（以下「調査結果等」という。）を申出人に通知しなければならない。この場合において、申出が前条第1項第2号に掲げる事項である場合には、区長は当該調査結果等を公表しなければならない。

第18条中「苦情調整委員会の委員（以下「苦情調整委員」という。）」を「苦情調整委員」に、「人格・識見」を「人格識見」に改める。

第20条第2項ただし書を削る。

第24条第1項中「15人」を「17人」に、「代表者等」を「代表者、教育関係者等その他の個人又は団体の代表者」に改め、同条第2項中「又は」を「及び」に、「いずれかの一方の性が委員の総数の6割を超えてはならない」を「いずれの性も委員の総数の4割を超えるように努めなければならない」に改める。

付 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（提案理由）

墨田区基本計画等の改定を踏まえ、従来からの男女間の格差解消に加え、多様な性の尊重に係る規定を新たに設けるほか、所要の改正をする必要がある。